

子育てと暮らしを応援します

子育て世帯臨時特例給付金

4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

【支給対象者】

基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方への支給を基本とします。

【支給額】

対象児童1人につき10,000円：1回のみ
※臨時福祉給付金の支給対象者および生活保護受給者は対象児童になりません。



【申請手続き】

基準日時点で住民票がある市町村が申請先となります。
※申請時期・支給手続きについては、詳細が決まりましたら、市広報・市ホームページ等でお知らせします。

【支給時期】

平成26年度市民税の情報を把握するなどの準備が整い次第、随時支給します。

【支給方法】

児童手当の振込口座、または申請書に記載した指定口座

【問合せ】

- (みな) (いいきゆうふ)
- 厚生労働省相談窓口 TEL0570-037-192
 - 市庁舎新館2階 女性児童福祉課 子育て支援係 TEL0897-52-1370

臨時福祉給付金

4月からの消費税率の8%への引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。

【支給対象者】

- 平成26年度市民税（均等割）が課税されていない方（ただし、次の人は除く）
- 平成26年度市民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など
 - 生活保護受給者など

【支給額】

- 支給対象者1人につき10,000円：1回のみ
支給対象者で次に該当する方は、5,000円を加算
- 高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など
 - 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など



【申請手続き】

基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市町村が申請先となります。
※申請時期・支給手続きについては、詳細が決まりましたら、市広報・市ホームページ等でお知らせします。

【問合せ】

- (みな) (いいきゆうふ)
- 厚生労働省相談窓口 TEL0570-037-192
 - 市庁舎新館2階 臨時福祉給付金事務局 TEL0897-52-5786